

【中部本部主催】1日で学ぶ！ NOMA 行政管理オンライン講座のご案内

【令和4年8月3日(水)開催】

政務活動費の適正支出と事例・判例検討

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政務活動費は、各自治体の条例により運用方法が定められておりますが、ルールが不明確な部分もあり、実際に政務活動を行なう地方議会議員にとって、申請が適切か不適切かの判断が難しいケースも少なくありません。特に近年は、住民からの高い信頼を得た政務活動を行なうためには、透明性の確保をはじめとした、政務活動費の適切な活用が必須となっています。

本講座では、三重県議会事務局次長として議会運営及び改革推進の実務を担ってきた高沖秀宣氏を講師とし、適切な政務活動費のあり方をオンライン形式で解説致します。

時節がらご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

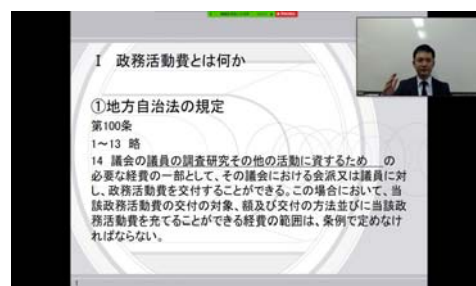
日 時：令和4年 8月 3日（水）10:00～16:00 【5 時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講 師：議会事務局研究会 共同代表
自治体議会研究所 代表
（元）三重県議会事務局 次長 高沖 秀宣 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	29,000 円	2,900 円	31,900 円
一 般	32,000 円	3,200 円	35,200 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP の各セミナー詳細画面からお申込みください。折り返し請求書・参加券をお送りします。
(裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です)

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。
(テキストは製本版の発送となる場合もございます)

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。
マイク・カメラのご用意は不要(任意)です。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分のお申込みにに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。
録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。
恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。
参加者が少数の場合、天災等においては、中止・延期とさせていただきます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。
開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ
お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp
※お問合せは、平日の9:15～17:15 お願いいたします

以上

1 政務活動費とは何か

- ・「調査研究その他の活動に資するため」の意味
- ・政務調査費と政務活動費の対象経費

2 政務調査費の法的性質

- ・贈与の法的性質
- ・法的な対価関係と使途の制限

3 政務調査費から政務活動費へ

- (1) 地方自治法改正の経緯
- (2) 政務調査費と政務活動費の異同
- (3) 政務活動費への転換による議会・議員活動の拡大

4 政務活動費交付条例・規定の制定

- (1) 議会3団体の「条例」の例
- (2) 独自基準の策定

具体的な問題点の例示

秘書業務の委託費として支出している費用は人件費か？ 等

5 政務調査費に関する判例

判例による事例検討

- ・会議費…会場費、飲料代、菓子代、弁当代
- ・大学等の学費
- ・PC、カメラ、プロジェクト等の耐久消費財
- ・花等の装飾代 等

6 政務活動費の現状と課題

- (1) 団体別支給額・支給状況
- (2) 課題 ～後払い方式、効果判定、情報公開の徹底

7 政務活動費の見える化 ～使途の透明性の確保

- ・領収書の公開 ～インターネット、窓口等それぞれの現状と効果
- ・領収書の添付義務の強化

8 政務活動費と政策立案

- ・主として調査研究に使用して政策立案を

9 政務活動費の政策的活用

10 政務活動費に関する議会事務局の役割

- (1) 情報提供

議員から「〇〇は政務活動費で使えるか？」と問われたら

- ・資料の提供…地裁・高裁判決にはばらつきがあることに注意
- ・判断するのは議員…議員が判断するからこそ「説明責任」
- ・議会事務局が「指示・決定」することは避ける

- (2) 徹底した形式審査

- ・「議員活動の自主性の尊重」と「透明性の確保」

11 今後の政務活動費のあり方

- (1) 法制度(条例)上の改善点
- (2) 新聞報道による政務活動費チェック

疑問視されかねない支出例

- ・外車(高級車)のリース代
- ・事務所の雪下ろし代 等

政務調査費に関する判例の態様

- ・研修、視察費
- ・土産代
- ・払込手数料
- ・事務所費
- ・人件費
- ・携帯電話代
- ・自動車関連(ガソリン代、高速代、保険料 等) 等

※質疑応答

【講師紹介】議会事務局研究会 共同代表／自治体議会研究所 代表／(元)三重県議会事務局 次長 高沖 秀宣 氏

1953年三重県生まれ。京都大学法学部卒。三重県庁入庁後、総務部、知事公室、人事委員会事務局等を経て、2002年より議会事務局。政策法務監、政務調査課長、企画法務課長、議会事務局次長を歴任。2006年には都道府県議会初となる議会基本条例の策定事務を実務担当。2014年1月 議会事務局研究会共同代表。4月 三重県地方自治研究センター上席研究員。2020年4月 自治体議会研究所 代表
 <著書>『「二元代表制」に惹かれて』(公人の友社、2013年)『自治体議会改革講義』(東京法令出版、2018年)
 <編著>『先進事例でよくわかる 議会事務局はここまでできる』(学陽書房、2016年)

受信環境について

※Zoomを利用します。詳細は本会 HP をご確認ください

- ・必要備品は、パソコン（推奨）もしくは タブレットのみです。（タブレットはアプリのインストールが必要です）
- ・受講者はカメラ・マイク不要（任意）です。

※配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります。

（受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません）

オンライン専用構成した、質の高い環境・講義内容で受講いただけます。

ご質問についても、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です。

日本経営協会・中部本部 行（FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください）

FAX(052)952-7418

R4.8/3

60018324 「政務活動費の適正支出と事例・判例検討」 オンライン専用講座・参加申込書

年 月 日

団体名		TEL	() —	ご連絡担当者 (参加者と同じ場合は記入不要)	通信欄	
		Fax	() —			
住所	〒					所属・役職名
参 加 者 氏 名		所属・役職				氏名
参加者メールアドレス（可能であればグループアドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします）						

※請求書に関するご要望がありましたら通信欄に記入ください(例:発行日…〇月〇日／支払期限〇月〇日希望 等)
 請求宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他: 宛)

・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □